「三陸防災復興プロジェクト2019」ＰＲグッズ貸出及び提供要領

（趣旨）

第１　この要領は、三陸防災復興プロジェクト2019推進課が保有するＰＲ動画ＤＶＤ（以下「ＰＲグッズ」という。）の貸出及び提供について、必要な事項を定める。

（貸出及び提供先）

第２　貸出及び提供先は次のとおりとする。

　(１)　県の組織、県内各市町村

　(２)　三陸防災復興プロジェクト2019の周知に寄与すると認められる活動のためにＰＲグッズを使用しようとする団体又は、企業で三陸防災復興プロジェクト2019推進課が適当と認めるもの。

第３　貸出及び提供するＰＲグッズは次のとおりとする。

　○　ＰＲ動画ＤＶＤ

（貸出及び提供方法）

第４　貸出及び提供方法は次のとおりとする。

　(１)　ＰＲグッズの貸出及び提供を希望する者(以下「借受者」という。)は三陸防災復興プロジェクト2019推進課に、電話等により使用期間、数量、使用目的を告げ、貸出が可能であることを確認後、「『三陸防災復興プロジェクト2019』ＰＲグッズ　申込書」（別紙）を提出する。

　(２)　三陸防災復興プロジェクト2019推進課は、借受者が県以外の場合は、借受者及び使用イベント等の概要について資料を求めることがある。

　(３)　三陸防災復興プロジェクト2019推進課は、前項による申請が適当と認められるときは、借受者に対しＰＲグッズを貸出するものとする。

　(４)　借受者は、ＰＲグッズ借用時には三陸防災復興プロジェクト2019推進課に備え付けている、「ＰＲグッズ貸出簿」(以下、「貸出簿」という。)に必要事項を記載の上、貸出を受けることとする。

（借受及び返却）

第５　借受者は、原則として、三陸防災復興プロジェクト2019推進課に来所の上、借受及び返却することとする。来所できない場合、運搬に要する費用は借受者負担とする。

　２　第４の(４)で借り受けたＰＲグッズについては、返却時に、数量等を確認の上、貸出簿に返却日時を記載し、返却する。

（貸出期間）

第６　貸出期間は、原則1か月以内とし、１か月以上の長期に及ぶ場合は、三陸防災復興プロジェクト2019推進課と協議を行うものとする。

（貸出及び提供料金）

第７　貸出及び提供料金は、無料とする。

（貸出及び提供条件）

第８　貸出及び提供条件は、次のとおりとする。

　(１)　貸出資材を屋外で使用する場合は、必ず申し出ること。

　(２)　公序良俗に反する場所での展示は行わないこと。

　(３)　転貸しないこと。

　(４)　専ら営利目的（商品を販売し、利益を得る行為）で使用しないこと。

　(５)　ＰＲグッズを使用して、特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認している誤解を招くおそれのある活動をしないこと。

（留意事項）

第９　借受者は、ＰＲグッズを善良な管理のもとに使用することとし、万が一破損した場合は必ず申し出ること。

（その他）

第10　上記によりがたい場合は、三陸防災復興プロジェクト2019推進課と別途協議すること。

　　附　則

　この要領は、平成30年４月12日から施行する。